

森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）実施要領

平成 31 年 3 月 29 日制定
令和 4 年 3 月 31 日最終改正

第 1 趣旨

森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）（以下「事業」という。）補助金の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）及び広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（昭和 57 年 7 月 1 日制定。以下「県要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 事業の目的

広島県内の林業経営者に対して、持続的な林業経営を前提とした事業計画の検討や、経営戦略立案、組織改革等を支援することで、中長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成することを目的とする。

第 3 補助金の交付対象

県要綱第 2 の規定による交付対象となる事業の対象、補助の要件、補助限度額は、別表 1 のとおりとする。

なお、事業の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は次の(1)から(2)をすべて満たすものとする。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 4 5 号）第 5 条に基づく認定事業主のうち、広島県内に本社（本店）を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項のいずれにも該当しない者であること。

第 4 交付申請に係る審査

規則第 4 条第 1 項の規定による申請に係る書類の審査は、知事が別に定めるところによる。

第 5 交付の条件

規則第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定により附する条件は、県要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、別表 1 に掲げる経営戦略等の策定を行わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、委託、売買、請負その他の契約をする場合は、あらかじめ第 1 号様式により知事に届けなければならない。
- (3) 事業の実施に当たっては、国、独立行政法人、市町及び産業支援機関等が実施する他の補助制度と併用をしてはならない。

第 6 補助事業の実施

- 1 補助事業者は、別表 1 に掲げる経営戦略等を策定する際は、策定の場に県を参画させるなど、その内容について県と十分調整したうえで策定しなければならない。
- 2 1 で策定する経営戦略等は、事業の目的から逸脱しないよう策定しなければならない。

第7 実績報告

県要綱第8条第2項に定める事業実績書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 支出を証明する書類の写し
- (2) 外部委託先の業務報告書又は成果品の写し

第8 改善状況報告

- 1 補助事業者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して3年の間、当該事業により定めた経営戦略等に従い、経営改善等の取組を継続して実施するものとする。
ただし、天災その他やむを得ない事情により改善活動を継続することができない場合はその限りでない。
- 2 補助事業者は、1の取組を実施した結果について、毎翌年度の4月末までに、第2号様式により成果目標の達成状況及び改善活動の状況を知事に報告しなければならない。
- 3 2の報告に基づき、取組が不十分であると知事が認める場合は、2に規定する期間に加え、更に2年延長して報告を求めることができる。
- 4 知事は、1の取組が3年間全く行われていないと認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第9 資料の提出等

- 1 知事は、補助事業者に対し、事業の取組の手順及び経営状況に関する資料の提供、視察会の実施等、当該事業の成果を普及啓発するために必要となる取組への協力を求めることができる。
- 2 補助事業者は、1の規定に基づく求めがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、協力するよう努めなければならない。
- 3 知事は、2の規定による協力があった場合において、1に規定する事業の成果の普及啓発に取り組むときは、補助事業者の不利益とならないよう、補助事業者に関する情報の取り扱いに十分配慮するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

区分	経費対象	要件	1 補助事業者あたりの補助 限度額
1 経営戦略等策定	補助事業者が、外部専門家（経営コンサルタント等）を活用し、経営戦略の策定や自己分析に基づく長期的経営・財務戦略、従業員の就労条件、安全管理に関する方針（以下「経営戦略等」という。）を策定するために行う次の取組に要する委託費、旅費、報償費、人件費、システム導入等の経費 (1) 経営コンサルタント等による経営戦略策定 (2) 中・長期経営計画の策定 (3) 経営戦略のモニタリング指標及び計画 (4) 策定する経営戦略等に基づいた、従業員の就労条件や安全管理に関する、次に掲げる方針の策定 ア 従業員の就労条件の改善方針 イ 安全管理の向上や、リスクアセスメント定着のための自社マニュアルの整備 ウ 従業員のキャリアアップや昇給に関する規定の方針 エ 従業員の人材育成や社内教育の方針 (5) その他経営戦略等の策定に必要な事項	(1) 次の事項を踏まえ、経営戦略等を策定するものとする。 ア 森林の集積・集約化の促進や主伐～再造林～保育～間伐までの一貫した循環型施業など、持続的かつ安定的な林業経営の確立に向けた取組を行うこと。 イ 取組を通じ従業員の職場環境の改善に資する方針を策定すること。 (2) 補助事業者は、経営戦略等を策定する際には、外部専門家（経営コンサルタント等）を活用し策定すること。 (3) 経営戦略等を策定する際には、アンケートやヒアリングなどにより従業員の意見を聴取すること。 (4) 経営戦略等において、改善効果が検証できる定量的目標を含めた中長期の計画を作成すること。 (5) 目標設定は、外部専門家や県の意見を踏まえ、自己点検や検証方法も併せて方針を決定すること。	6,000 千円
2 実行管理計画等	事業により策定した経営戦略等を実行段階に移し、個別目標の管理計画、PDCA サイクルの循環計画等の策定及び実行のため、外部専門家を活用する取組に係る委託費、旅費、報償費、人件費、システム導入等の経費	事業により策定した経営戦略等を定着させるため、PDCA サイクルが循環するよう点検、検証の上、事業を行うこと。	850 千円

(第1号様式)

森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）

業務委託契約事前届

広島県知事 様

年 月 日

補助事業者名

1 委託業務名

2 契約先

3 契約価格

4 その他，特記事項

※ 委託契約書(案)及び仕様書を添付すること。

(第2号様式)

森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）

達成状況報告書

年 月 日

広島県知事 様

補助事業者名

○年度に策定した，経営戦略等に基づき行う成果目標の達成状況及び取組状況について，次のとおり報告します。

1 経営戦略や経営計画等の変更

（ 変更あり ・ 変更なし ）

※いずれかに○
変更ありの場合，写しを添付。

2 成果目標の達成状況（別紙による添付でも可）

3 取組の状況（別紙による添付でも可）

（その他，特記事項）